

輸出コンテナ貨物総重量の確定方法の制度化の概要

国際輸送に係るコンテナ総重量の取扱いは海上安全人命条約(SOLAS条約)により、国際的な取り決めがあります。荷送人はこの条約に従い、コンテナ総重量を船積み前に船長又は代理人等に提供する必要があります。

SOLAS条約の改正により、コンテナ総重量を確定させる方法が明確化され、平成28年7月1日以降に国際輸送を行うコンテナについては、条約において定められた方法を用いて得られたコンテナ総重量を船積み前に船長又は代理人等に提供する必要があります。

現行SOLAS条約規定

1. 荷送人は、貨物ユニットの総重量を含む貨物情報を船長(又は代理人)に提供
2. 荷送人は、船積み前に貨物ユニットの総重量が船積書類に記載されているものと一致することを確認

背景・必要性

コンテナ船の急速な大型化

- ・コンテナ貨物の総重量の誤申告に起因すると思われる荷崩れ事故発生
- ・2016年に2万個積メガコンテナ船が就航予定

IMO(国際海事機関)における規制強化

- ・2014年11月 コンテナ重量の確定方法の明確化を内容とするSOLAS条約の改正採択(→2016年7月発効)

改正SOLAS条約

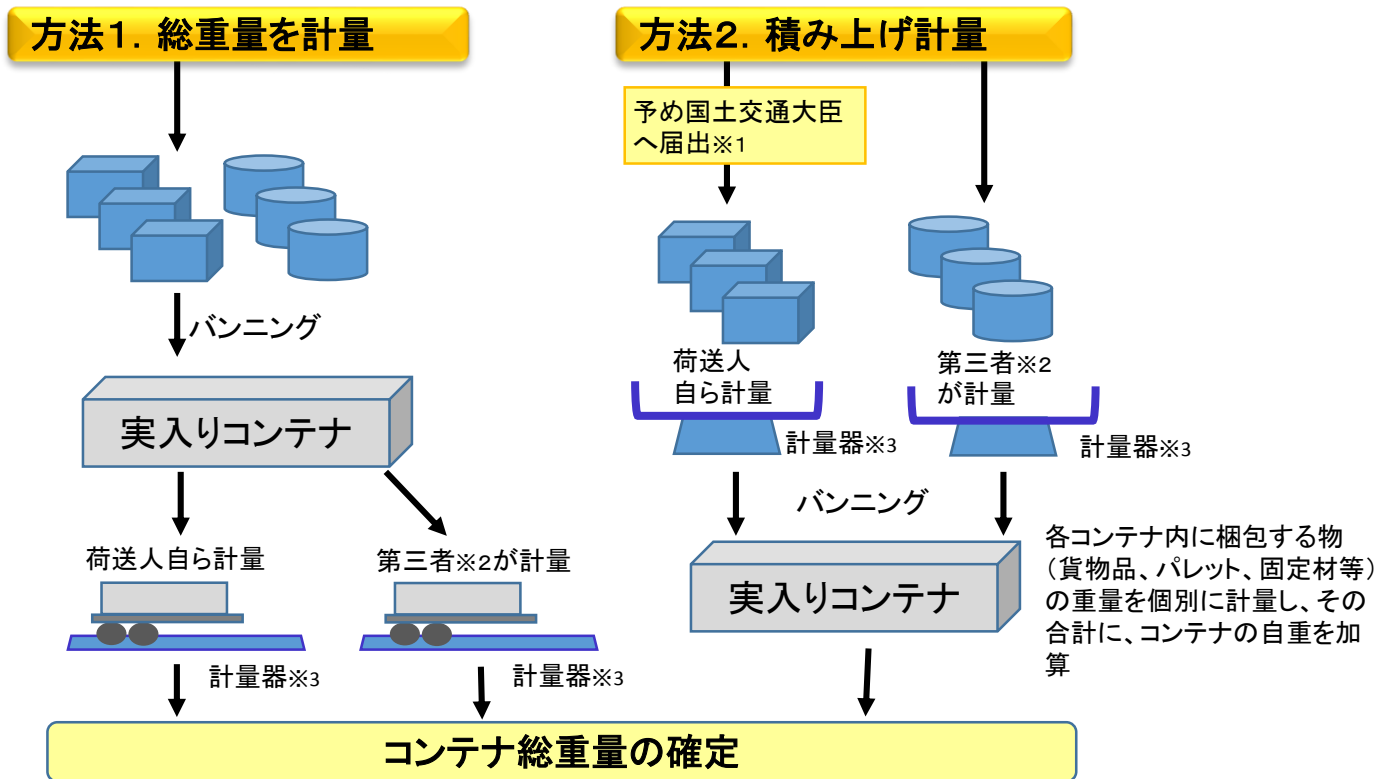
上記現行規定に、以下の内容を追加

3. 荷送人は、コンテナ貨物については、以下の2通りの方法のいずれかにより総重量を検証
 - 方法1: 校正・証明済み装置を用い、実入りコンテナの重量を計量
 - 方法2: バン詰めした国が承認された方法を用い、コンテナの自重・貨物・パレット等の重量を個別に計量して足し合わせ
4. 荷送人は、上記方法で計量されたコンテナ総重量の船積書類への記載を確認
5. 荷送人からコンテナ総重量の情報提供がなく、船長(その代理人)及びターミナル代表者がコンテナ総重量の情報を入手していない場合は、当該コンテナの船積禁止

輸出コンテナ貨物総重量を確定させる方法

コンテナ総重量を確定させる方法は2つあります。

荷送人自らが計量することも、第三者に計量を依頼することも可能です。詳細は「輸出コンテナ貨物総重量の確定方法の制度化に向けた基本方針(案)」をご確認ください。



※1 国土交通大臣への届出

「方法2. 積み上げ計量」による総重量は、荷送人に計算を委ねる仕組みであるため、SOLAS条約の実効性を確保することを目的に、「方法2. 積み上げ計量」によりコンテナ総重量を確定させる荷送人には、予め国土交通大臣への届出を求めます。

※2 荷送人に代わる第三者

以下のいずれかを満たし、国土交通大臣の登録を受けた者になります。(登録の状況は、随時公開いたします。)

- 港湾運送事業法による検量事業として許可された者
- 港湾運送事業法による海貨事業者又は無限定1種事業者として許可された者
- 貨物利用運送事業法による貨物利用運送事業として登録又は許可された者

※3 使用することができる計量器

以下のいずれかを満たす計量器が、コンテナ総重量を確定するに当たり使用することができます。

- 計量法に基づく計量器
- 校正された計量器

荷送人の責任

荷送人とは、船社との間で運送契約を締結した荷送人として船荷証券または海上貨物運送状等の請求書に名前のある者(master B/Lに荷送人として記される者)となります。

実入りコンテナの総重量を方法1, 方法2のいずれかの方法で取得



総重量が記載された船積書類(ドックレシート、搬入票等)に荷送人又は荷送人から委任された者が署名し、船積み前に、船長等及びターミナル代表者に対して提出